第三十条中第二十六号を第二十七号とし、第十八号から第二十五号までを一号ずつ繰り下げ、同条第十七号中「第十二号」を「第十三号」に、「第十三号」を「第十四号」に改め、同号を同条第十八号とし、同条中第十六号を第十七号とし、同条第十五号ロ中「指定介護予防通所介護事業所（指定介護予防サービス等基準第九十七条第一項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。）又は」を削り、同号を同条第十六号とし、同条中第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、同条第十二号中「介護予防訪問介護計画（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下指定介護予防サービス等基準という。）第三十九条第二号に規定する介護予防訪問介護計画をいう。）」を「介護予防訪問看護計画書」に、「位置づけられている」を「位置付けられている」に改め、同号を同条第十三号とし、同条第十一号の次に次の一号を加える。

十二　担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防訪問看護計画書（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第七十六条第二号に規定する介護予防訪問看護計画書をいう。次号において同じ。）等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。

第三十条に次の一号を加える。

二十八　指定介護予防支援事業者は、法第百十五条の四十八第四項の規定に基づき、同条第一項に規定する会議から、同条第二項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

（介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正）

第八条　介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第二条第六項及び第七項中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改める。

第二十四条の二第五号中「第三十六条第二項」を「第三十六条第三項」に改める。

第四十一条第二項第二号に次のただし書を加える。

ただし、ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設又はユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設の場合は、機能訓練室は四十平方メートル以上の面積を有し、必要な器械・器具を備えること。

第四十一条第四項第二号ただし書を削る。

第五十条中「第三十六条第二項」を「第三十六条第三項」に改める。

（健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第九条　健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「生活機能訓練室」を「生活機能回復訓練室」に改める。

第二十三条の二第四号及び第五十条中「第三十四条第二項」を「第三十四条第三項」に改める。

（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正）

第十条　特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第五十六条第十二項中「若しくは指定介護予防サービス等基準第九十七条第一項に規定する指定介護予防通所介護事業所」を削り、同条第十四項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条に次の一項を加える。

15　第一項第二号の医師及び同項第七号の調理員、事務員その他の職員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である地域密着型特別養護老人ホームであって、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合にあっては、当該地域密着型特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。

（老人福祉法施行規則の一部改正）

第十一条　老人福祉法施行規則（昭和三十八年厚生省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の六の二中「提供されるサービス」の下に「（介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第十七条の十に規定する看護小規模多機能型居宅介護をいう。）」を加える。

第一条の六の三中「（平成十一年厚生省令第三十六号）」を削る。

（厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）

第十二条　厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の表一指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）の項中「第百四条の二第二項」を「第百四条の三第二項」に改め、「、第百四十条の二十五」、「及び第百五十五条の二十三」及び「及び介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第六十四条第三号に規定する書類」を削り、同表指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）の項を次のように改める。

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）	第七十三条第二項の規定による介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の保存 第八十三条第二項の規定による介護予防訪問リハビリテーション計画の保存 第百二十二条第二項の規定による介護予防通所リハビリテーション計画の保存 第百四十一条第二項（第百五十九条及び第百八十五条において準用する場合を含む。）の規定による介護予防短期入所生活介護計画の保存 第百九十四条第二項（第二百十条において準用する場合を含む。）の規定による介護予防短期入所療養介護計画の保存 第二百四十四条第二項及び第二百六十一条第二項の規定による介護予防特定施設サービス計画の保存

別表第一の表一指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）の項中「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に、「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改める。

別表第二指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の項中「、第百四十条の二十五」及び「及び第百五十五条の二十三」を削り、同表指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の項を次のように改める。

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第七十六条第二号の規定による介護予防訪問看護計画書の作成 第七十六条第十一号の規定による介護予防訪問看護報告書の作成 第八十六条第二号の規定による介護予防訪問リハビリテーション計画の作成